

埼玉県第6回LPガス料金負担軽減事業補助金 Q&A集

(令和8年7月24日作成)

※ 第1回から第5回補助事業でご質問が多かったQ&Aは赤字で囲っていますのでご確認くださいませうお願いいたします。

1 事業の趣旨、目的について

Q1-1 本事業の目的、趣旨は。

A1-1 国が7月から行う電気・都市ガス価格の料金支援に合わせ、本支援の対象とならないLPガスの料金支援を県が行い、LPガス使用世帯等の負担軽減を図るものです。

Q1-2 本補助事業には必ず参画しなければならないのか。

A1-2 県内のすべてのLPガスを使用する一般消費者等の負担軽減のため、県民にLPガスを販売するすべての事業者の皆様に参画していただきますようお願いいたします。

Q1-3 第6回の補助額1,600円の根拠は。

A1-3 埼玉県のLPガス補助においては、価格が高騰する前のLPガスの価格と直近のLPガスの価格との差額及び補助期間等から設定しています。

第6回については、LPガスを使用する一般消費者の負担を物価上昇前の水準まで減少させることとして、標準世帯の値上がり幅の3か月分の50%に相当する1,600円としています。

2 交付申請手続について

Q2-1 販売所が複数ある場合の交付申請手続はどのようにすればよいか。

A2-1 すべての販売所の対象顧客をまとめ、販売事業者が交付申請手続をしてください。

Q2-2 交付申請時と実績報告時で、値引きした対象者の数が増減しても問題ないか。

A2-2 多少の増減であれば問題ありません。交付申請後に大幅に顧客数が増えると分かった場合にはその時点でご相談いただきますようお願いいたします。

3 値引きの対象について

Q 3－1 コミュニティガス（旧簡易ガス）は対象か。

A 3－1 L P ガスを供給するコミュニティガスは対象です。

Q 3－2 使用実態が無い（使用量 0 m³）場合は対象か。

A 3－2 使用実態がなくても、基本料金を請求している顧客であれば対象です。

Q 3－3 7 月から 9 月の間に新規顧客となった消費者は対象か。

A 3－3 値引きをする時点で顧客であり、基本料金の請求があれば対象です。なお、やむを得ない場合には、10 月に新規顧客となった消費者も対象にできます。

Q 3－4 7 月から 9 月の間に顧客でなくなった消費者は対象か。

A 3－4 値引きをする時点で顧客であり、基本料金の請求があれば対象です。なお、やむを得ない場合には、10 月に顧客でなくなった消費者も対象にできます。

Q 3－5 事業所などで使用される L P ガスは対象か。

A 3－5 冷暖房用や飲食物の調理用、風呂等の湯沸かし用など、使用用途が液化石油ガス法の一般消費者等に類似する場合は対象です。

Q 3－6 工場の生産ラインで使用している L P ガスを高圧ガス保安法に基づき販売しているが、同じ敷地内の事務所には液化石油ガス法に基づいて L P ガスを別系統で供給し、販売している。これらの L P ガスは対象か。

A 3－6 生産ラインで使用する L P ガスは対象外。同じ敷地内の事務所で使用する L P ガスは対象です。

Q 3－7 対象外の公共施設とはどのようなものか。

A 3－7 地方公共団体の庁舎等である。ただし、直接住民の用に供する施設（運動施設、美術館、学校、図書館、公民館等）は対象。

Q 3－8 独立行政法人、公益財団法人、公益社団法人は値引きの対象か

A 3－8 対象です。

Q 3-9 自治会で管理している施設は対象か。

A 3-9 LPガス費用は自治会の運営費用で賄っていると思われます。よって、対象です。

Q 3-10 法人経営の事業所でメーターが複数設置されている。この場合、どのように値引きすべきか。

A 3-10 法人経営の事業所の場合の値引き額はメーターの設置数にかかわらず1事業所当たり一律1,600円です。なお、最大使用量のメーターの請求額が1,600円に満たない場合は他のメーターと併せて上限1,600円まで値引きすることは可能です。

Q 3-11 社員寮でメーターが複数設置されている。この場合の値引き額も3-10と同様に社員寮全体で1,600円となるのか。

A 3-11 社員寮は事業活動を行う場所ではありませんので、「事業所」ではありません。よって、基本料金がかかるメーター毎に上限1,600円値引きしてください。

Q 3-12 同一法人で事業所が複数ある。この場合、1法人当たり1,600円の値引きをすべきか。

A 3-12 「1法人」当たりではなく、「1事業所」当たり上限1,600円の値引きを行ってください。なお、事業所内に複数メーターがある場合はQ 3-10を参照してください。

Q 3-13 個人経営の住宅兼事業所で住宅と事業所にそれぞれメーターが設置されている。この場合、どのように値引きすべきか。

A 3-13 メーター毎に上限1,600円値引きしてください。

Q 3-14 同一敷地内で複数のメーターが設置されている個人宅の補助について

① 個人の都合によりメーターが複数設置（キッチンと風呂等を分けるなど）されており、検針票はそれぞれ発行しているが、基本料金は1つのメーターにのみかかる場合

② 二世帯住宅や離れがあり、メーターが複数設置してある場合

A 3-14

① 個人の都合により複数メーターを設置している場合は、基本料金がかかるメーターのみについて上限1,600円まで値引きしてください。
なお、最大使用量のメーターの請求額が1,600円に満たない場合は他のメーターと併せて上限1,600円まで値引きすることができます。

② それぞれのメーターに基本料金がかかる場合は、メーター毎に値引きしてください。

Q 3－15 設備料金は値引きの対象となるか。

A 3－15 設備料金は値引きの対象となりません。値引き対象となるのはいわゆる三部料金（基本料金、従量料金、設備料金）のうち、基本料金と従量料金のみとなります。

ただし、警報器のリース代は販売業者により設備料金ではなく基本料金に含まれる場合もあるため本県では一律で値引きの対象としています。

Q 3－16 学校等 1 つの事業所に対して、2 事業者からの供給があります。どちらも値引き対象ですか。

A 3－16 1 事業所当たり値引きは 1 回のみです。事業者間で協議のうえ、片方からの申請をお願いいたします。

4 県境の値引きの対象の取扱について

Q 4－1 埼玉県外の販売事業者が埼玉県内に供給している。これは補助の対象か。

A 4－1 埼玉県内の対象顧客に供給していれば補助の対象です。

Q 4－2 埼玉県内の販売事業者が埼玉県外に供給している。これは補助の対象か。

A 4－2 供給先が埼玉県「外」である場合、埼玉県の補助対象ではありません。なお、近隣の都県は埼玉県と同様な補助を実施しているところがありますので供給先が所在する都県にお問い合わせください。

5 値引きの明示方法について

Q 5－1 値引きの明示方法はどのように行う必要があるか。

A 5－1 請求書又は検針票に、次のように明示してください。

【例】「埼玉県の補助により、上限 1,600 円で値引きを行いました。」

なお、別の紙面で周知も可能です（Q 5－5 参照）。

Q 5－2 「埼玉県の補助により」の記述を「都道府県の補助により」と変更してよいか。

A 5－2 問題ありません。なお、この記載はシステムによるものである必要はありません。当該文言のゴム印を作成いただき、押印していただいても結構です。

Q 5－3 電子請求書の場合、値引きの通知はどうすればよいか。

A 5－3 電子請求書上に値引きした旨を明示してください。

Q 5－4 システム上、消費税課税前の金額から値引きを行うことが難しい。

課税後の金額から 1,760 円を差し引くこととしてよい。

A 5－4 問題ありません。ただし、課税前、課税後いずれの額からいくら値引きを行ったのか分かるように記載してください。値引き前額、値引き後額、値引き額のうち、いずれか 2 種類の額が明示されていれば結構です。

Q 5－5 請求書や検針票に値引きした旨を表記することが難しい。これとは別の紙面で値引きした旨を通知することは可能か。

A 5－5 可能です。なお、顧客への通知は通知文、チラシ等により実施するようお願いします。実績報告の際にはサンプルを提出していただくことになりますのでよろしくお願いします。

6 値引きの時期、方法について

Q 6－1 値引きする時期はいつか。

A 6－1 原則として令和 8 年 7 月から同年 9 月（やむを得ない場合は同年 10 月）の使用量に対する令和 8 年 8 月から同年 10 月（やむを得ない場合は同年 11 月）の請求で値引きしていただきます。

Q 6－2 検針前に交付申請手続きが必要か。

A 6－2 交付決定通知を受けた後でなければ値引きはできません（交付決定通知前に行った値引きに対しては補助されません）。値引きは必ず交付決定通知を受け取ってから実施するようにしてください。

Q 6－3 複数の店舗をまとめて請求している。この場合はどのように値引きすればよい。

A 6－3 店舗毎に値引きしてください。

Q 6－4 請求金額が税抜 1,600 円未満の場合どのように取り扱うのか。

A 6－4 当該税抜の請求額を値引きしてください。例えば、請求額が税抜 1,000 円の場合、税抜 1,000 円の値引きを行うこととなります。なお、値引きの実施は 1 回限りです。例えば次の月に税抜 600 円を補助して 2 か月に分けて合計 1,600 円補助されても、県は最初の値引き月の税抜 1,000 円しか補助金を交付できません。複数回に分けて値引きを行うことは絶対にしないでください。

Q 6－5 例えば、9月検針分の金額に対し値引きすべき金額を確定し、当該確定した金額を10月検針時に値引きしたい。このように値引きを行ってよいのか。

A 6－5 県としてはそのように値引きをしていただいて、値引きをした金額を実績として報告していただいて構いません。ただし、そのような値引き方法の場合、10月の検針時の使用量が些少で、9月に確定した額を値引きできないことも想定されます。なお、値引きを複数回に分けて行うことはできません。そのような値引きの方法は顧客の理解を得られない事態が考えられますのでご注意ください。

Q 6－6 顧客により値引き額が異なるのを避けるため、使用量が些少の顧客も含めて一律1,600円の値引きを行うこととしたい。このように値引きを行ってよいのか。

A 6－6 県は対象以外への値引きに対しては一切補助しません。一方、要綱で規定した値引き対象以外への値引きを自社負担により行う、ということであれば構いません。実績報告書は自社負担により行った値引き分を除いて報告する必要がありますのでご留意ください。

7 実績報告について

Q 7－1 交付申請後、補助を実施する前に廃業した場合はどうなるか。

A 7－1 補助期間中、廃業等により本補助事業を遂行できなくなる場合又はその懸念がある場合には、速やかに補助金事務局にその旨を報告し、事務局の指示に従ってください。

Q 7－2 検針票を手書きで作成している。検針票の控えは手元に残らないが、実績報告後の値引きの事実を確認できる資料はどのようなものを提出すればよいのか。

A 7－2 お手数ですが、値引きを行ったすべての顧客の検針票を作成した時点で、顧客に渡す前に写真（携帯電話等に付属するもので可）を撮影したものを提出してください。

Q 7－3 システム上、顧客への請求履歴は直近月のものしか残らない。実績報告後の値引きの事実を確認できる資料はどのようなものを提出すればよいのか。

A 7－3 システムの端末で表示される個別の顧客の請求履歴のスクリーンショットを保存し、当該ハードコピーを提出してください。

Q 7－4 実績報告書（様式第 2 号）の申請者情報入力欄に「交付決定通知」の「日付」と「番号」とあるが、何を記載すればよいか。

A 7－4 事務局からお送りしている「埼玉県第 6 回 L P ガス料金負担軽減事業補助金交付決定通知書」の右上に記載された年月日及び文書番号（番号のみ、「化保第」や「号」は不要。）を記載してください。

様式第 3 号

↓これを記載する

化 保 第 755- 号
令和 8 年 月 日

様

埼玉県知事 大野 元裕（公印省略）

埼玉県第 6 回 L P ガス料金負担軽減事業補助金交付決定通知書

付けで申請のあった埼玉県第 6 回 L P ガス料金負担軽減事業補助金については、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和 40 年埼玉県規則第 15 号。以下「規則」という。）第 5 条第 1 項の規定により、下記のとおり交付します。

記

1 補助対象事業の内容

申請があった埼玉県第 6 回 L P ガス料金負担軽減事業補助金交付申請書に記載のとおり。

Q 7－5 「4 補助金振込先」の注意書きに「通帳等の写しを添付すること。」とあるが、どのようなものを添付すればよいか。

A 7－5 以下に示すもののいずれかを添付してください。なお、添付の対象となる申請者は、第 5 回補助事業（令和 8 年 1 月～ 3 月使用分）実施時の振込先から変更する、または第 5 回補助事業に参加していない申請者のみです。

預金通帳がある場合	預金通帳の写し（1 ページ開いた名義（カナ等）の印字の部分）
当座預金で通帳がない場合	当座勘定照合表又は残高証明書の写し
ゆうちょ銀行の場合	「他の金融機関からの振込の受取口座」が印字されている銀行使用欄のページ
ネットバンキングで紙媒体の通帳がない場合	ネットバンクの web 通帳等で金融機関名、支店名、口座種別、口座番号、口座名義人が表示されている画面の写し

Q 7－6 顧客への請求額(税込)が1,600 円に満たない場合、別紙2 対象顧客値引前後比較表 の表にはどのような金額を記入すればよいか。

A 7－6 以下のとおり記入してください。

別紙2 Aの場合

④値引き後の請求月額(税込)	0 円
⑤値引き前の請求月額(税込)	値引きがなかった場合に顧客に請求するはずだった金額 (税込)
⑥値引き額(税抜)	値引きがなかった場合に顧客に請求するはずだった金額 (税抜) ※自動計算

別紙2 Bの場合

④値引き後の請求月額(税抜)	0 円
⑤値引き前の請求月額(税抜)	値引きがなかった場合に顧客に請求するはずだった金額 (税抜)
⑥値引き額(税抜)	値引きがなかった場合に顧客に請求するはずだった金額 (税抜) ※自動計算

Q 7－7 「システム改修費」に記載する金額には消費税額を含めてよいか。

A 7－7 消費税額は含めないでください。他の補助事業同様、本補助事業も消費税を納税する義務を肩代わりするものではありませんので、御理解くださいますようお願いします。

Q 7－8 システム改修に係る領収書等は、今回の補助事業だけに係るシステム改修だけを切り出して作成する必要があるか。

A 7－8 補助事業に無関係な改修にかかった費用や定例的な維持管理費用が判る内訳書が添付されていれば、切り出して作成する必要はありません。

8 システム改修について

Q 8－1 課税前の金額から値引きを行うとのことだが、これには莫大な改修費用を要する。課税後の金額から「課税相当」の値引き額を引いてもよいか。

A 8－1 問題ありません。ただし、検針票又は請求書には課税前、課税後いずれの額からいくら値引きを行ったのか分かるように記載してください。値引き前額、値引き後額、値引き額のうち、いずれか2種類の額が明示されていれば結構です。

Q 8－2 自社で構築したシステムを自社で改修する。この場合システム改修費は補助されるか。

A 8－2 このようなシステム改修の費用は客観的な費用の算定ができませんので、原則として補助できません。ご理解くださいますようお願いいたします。

Q 8－3 交付申請等手続の手引の3（2）ウの【注意】によれば、県境を跨いで事業を行う販売事業者に係るシステム改修費用は、関連都県の顧客人数の比で按分した額とする、とのことだが、例えば、システム改修を関連都県ごとに分割して行い、販売事業者あての請求を分けて行った場合はどのような扱いとなるか。

A 8－3 システム改修作業においては①顧客の居住する都県情報から条件分岐して②各都県のルールに定めた値引き処理を行うこととなります。このうち、①の条件分岐の工程は都県を問わず共通であり、この工数はすべての関連都県の改修作業で生じるものです。よって、販売事業者あての請求を関連都県ごとに分割する場合は①の条件分岐の工程に由来する費用が重複しないよう整理する必要があります。

このように重複がないよう整理されたことが請求書又はその明細に明示されていれば、システム改修費用は以下の式により算定することができます。

$$\text{システム改修に係るすべての請求金額の合計} \times \frac{\text{埼玉県の対象顧客の数}}{\text{すべての対象顧客の数}}$$

※ 対象顧客の数の詳細は交付申請等手続の手引の3（2）ウの【注意】を参照してください。